全てのドライバー・ライダーのサポートカード

CLUB AJ Mastercard

CLUB AJ Mastercardのご案内

バイクでもレンタカーでも、ご友人の車を運転していても、同乗していても、CLUB AJ Mastercardが安心サポート!!

年会費無料　ETCカードもお申込みいただけます。

年会費初年度無料　次年度以降、2,200円（うち消費税200円）を申し受けます。
※年間10万円以上のカードご利用で、次年度の年会費が無料に!!

充実のロードサービス付帯!

特徴1　50kmまで無料レッカーサービス!

50kmまでのけん引料基本料金、出張料金の無料サービスを行います。

特徴2　30分程度の応急処置無料サービス!

現場で対応可能な30分程度の応急処置が無料でお受けいただけます。

※ガス欠時のガソリン補充
（ガソリン代は別途料金がかかります）
※カギ開け
※バッテリー上がり時の点検、ジャンピング
※パンク時のスペアタイヤ交換・タイヤ周り点検
（チェーン脱着は対象外）

特徴3　ロードサービス対応車種の範囲がすごい!

バイクでも、原付きでも、普通四輸車でも、レンタカーでも、友人が運転する車でもOK。
※業務中または業務用車両はサービスの対象外となります。

他にもお得なサービスが満載!

Webからもお申込みいただけます。
スマホは右記二次元コードからお申込みいただけます。
PCから検索
提携二輪　検索　クリック!

CLUB AJ Mastercardのお取扱いは
全国オートバイ協同組合連合会

JACCS 株式会社ジャックス
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
カスタマーセンター（お客様相談室）
0570-002277

※カードショッピングの取引条件については、ジャックスホームページ（https://www.jaccs.co.jp/）でご確認ください。

2024年3月改定版
J54T99

安心のロードサービス

サービス利用方法

カード裏面に記載の「ロードサービス専用ダイヤル」にご連絡ください。

自力走行不能になっても安心の無料サービス

レッカーかけつけサービス

●自力走行不能の場合、レッカー車が現場に急行し現場から50km（走行距離）まで無料で牽引いたします。

●サービス内容

- レッカー出動の場合の基本料金
- 出張料金
- 基本作業料
- 50kmまでの牽引料金、落輪引上げサービス

※サービス内容超過分はお客様負担になります。

●サービス利用条件

- 事故・故障で、自力走行不能の場合。

●サービスの適用対象外

- 故意、地震・津波・噴火、無免許運転・車検切れ・酒酔い運転等による事故・故障は、本サービスの対象とはなりません。

※詳しくはロードサービス窓口までお問い合わせください。

思いがけないトラブルも安心の無料サービス

故障時応急処置サービス

●愛車にトラブルが発生した場合、現場にて対応可能な30分程度の応急処置作業を行います。

●サービス内容　30分程度で対処可能な次の9項目がサービス対象となります。

①ジャンピング（バッテリーあがりの際にケーブルをつないでスタートさせる）
②スペアタイヤ交換、タイヤ周り点検（チェーン脱着は対象外）
③国産・外車一般シリンダーインロック開錠
④各種オイル漏れ点検・補充
※部品・油脂代はお客様のご負担となります。
⑤各種バルブ・ヒューズの取替え
⑥冷却水補充
⑦ボルトの締め付け
⑧パーキングブレーキ固着解除
⑨ガス欠時のガソリン補充

事故や故障のアフターフォローも安心の無料サービス

①宿泊費用・②帰宅費用・③修理後車両搬送サービス

●事故・故障の現場が自宅から100km（直線距離）以上遠方。しかも自力走行不能の場合、以下のサービスのうちいずれかをご提供します。

※お客様の御立替が必要となります。

①宿泊費用サービス

自力走行不能により帰宅できない場合宿泊費用を負担します！

●サービス内容

- 事故・故障の現場がお客様の自宅より100km以上遠方で、自力走行不能により帰宅できない場合の宿泊施設の手配及び1名：15,000円を限度として宿泊費用を負担します。
- 車検証に記される指定乗車人数1名につき15,000円（税金・サービス料を含む）を上限とします。
- 食事代、通信費等の私的な費用、または超過分はお客様負担とします。
- 事故・故障当日の宿泊費用に限ります。

②帰宅費用サービス

自力走行不能の場合の代替交通機関の紹介、及び帰宅費用を負担します！

●サービス内容

- 事故・故障の現場がお客様の自宅より100km以上遠方で、自力走行不能の場合の代替交通機関の紹介及び1名：20,000円を限度として帰宅費用を負担します。
- 代替交通機関とは、タクシー、電車（特急・新幹線を含む、グリーン車を除く）、飛行機（普通運賃）、船舶等をいいます。
- 車検証に記される指定乗車人数1名につき20,000円を上限とします。
  但し、家族、友人同士がタクシーに相乗りする場合は1台につき20,000円が限度となります。（乗車人数×20,000円とはなりません）
- 事故・故障当日または翌日の帰宅費用に限ります。

③修理後車両搬送サービス

自宅から100km以上遠方の事故・故障で、修理が完了した愛車のご自宅までの搬送を50,000円を限度として負担します。

※お客様本人引取りの場合は、片道の交通費（50,000円限度）を負担します。
※交通費は、一般的な公共交通機関利用に限ります。
※日程に関してはご指定いただけない為、オペレータにご相談ください。

申込み無料!! 事前登録型リボサービス「Jリボサービス」

Jリボサービスはご登録いただくと、国内・海外での「翌月1回払い」と指定いただいたショッピングのご利用分が自動的に「リボルビング払い」となるサービスです。
※一部加盟店でのご利用については本サービスの対象外となる場合がございます。

今ならもれなくJリボサービスご登録で

Jデポ 値引き 1,000円

ショッピングご利用分から1,000円分値引きいたします!

Jデポ お客様のジャックスカードショッピングご利用金額から、登録されているJデポ金額を差し引いてご請求させていただく、値引きシステムです。 ※Jデポには有効期限がございます。

※初回に登録時のみの特典となります。「リボサービス」解除後に再登録された場合はプレゼント対象外となります。
※Jデポの有効期間は「Jリボサービス」適用開始日から3ヶ月となります。
※年会費、キャッシング、Jデポ有効期間外のご利用分は値引き対象外となります。
※Jデポのご利用金額に対する適用は、ご利用加盟店から当社に届いた売上データ等の到着順となります。

リボ払いの詳細についてはジャックスホームページをご確認ください。

特典 ジャックスが企画する **全キャンペーンの抽選口数が2倍!**

※各キャンペーンの期間中に「Jリボサービス」にご登録いただいた場合も対象となりますが、抽選を行う時点で「Jリボサービス」を解除されている場合は対象外となります。
※抽選口数のないキャンペーンは対象外です。

チャンスUP! 抽選口数 ×2

登録料無料!! ジャックス優待サービス

くらし、楽しく。多彩なメニューがいっぱい
「J's コンシェル」のご案内

「J's コンシェル」は、グルメ・映画・レジャーなど、さまざまなメニューがお得に受けられる「JACCSアプリ」特典の優待サービスです。

年会費無料!! ETCカード(高速道路料金お支払専用カード)

CLUB AJカード会員申込書内の③で同時にお申込みいただけます。

お申込みについて

◆お申込み資格◆ 年齢18歳以上(高校生不可)で電話連絡可能な方
※18歳・19歳のお申込者の方はクレジットカード利用契約の未成年取消の対象とはなりませんのでご注意ください。

◆キャッシング枠付帯資格◆ 年齢20歳以上70歳以下でご本人がお勤めで毎月安定した収入のある方

●お支払方法について
(※ショッピングの場合、加盟店又はご購入商品・サービスによりお支払方法が異なる場合があります。)

ショッピング	1回払	回数指定分割払	元金定額リボルビング払
キャッシング	1回払	元金定額リボルビング払	

●キャッシング利率…実質年率18.00%(遅延損害金 実質年率20.00%)
●資金使途…自由(但し、事業性資金及び他社債務弁済は除く)
●ご利用可能枠…5〜50万円
●返済の方式及び返済回数/返済期間
・1回払(元利一括払) 返済回数/1回 返済期間/1〜60日(但し暦による)
・元金定額リボルビング払 返済回数/1〜50回 返済期間/1〜50ヶ月
●担保・保証人…不要
●お支払日…毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)
締切日はご利用月の末日となりご利用代金明細書を翌月の20日頃に送付いたします。

年会費について

初年度無料 次年度以降 2,200円(うち消費税200円)
※但し、前年度の年間カードショッピング利用金額合計が、10万円以上で次年度は無料となります。
お支払いは、毎年1回、預金口座より自動引き落としとなります。(毎年自動継続)

※年間とは、カード入会月の翌月1日より1年間の期間を指します。
※年会費・キャッシングサービスのご利用分は対象外とさせていただきます。
※年会費のみの請求につきましては、請求書の発行は省略させていただきます。

カードお申込み前に必ず以下のご案内をご確認ください

●18歳・19歳のお申込者の方はクレジットカード利用契約の未成年取消の対象とはなりませんのでご注意ください。
●リボ払いの詳細は、下記二次元コードにてご確認ください。

- 成年年齢引き下げに伴う留意すべき事項のご案内
- リボ払いの特徴と利用上の注意についてのご案内
- フィッシングの手口詐欺対策についてのご案内
- 暗証番号の設定・管理について注意すべき事項のご案内

左記の詳細内容はこちらで確認できます。
https://www.jaccs.co.jp/service/support/securityinfo/crime/

お申込みのお客様へ…

ジャックスカード会員規約全文をお読みになり、会員申込書と預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に必要事項をご記入いただき、金融機関へのお届印をご捺印ください。また、お客様の氏名・ご生年月日・ご住所を確認させていただく資料として、下記の書類を必ずご同封ください。会員申込書は添付の返信用封筒に入れ差出人欄にご住所・氏名をご記入の上ポストへ。申込受付後はご入会に際しての審査をさせていただきます。

※最新のジャックスカード会員規約全文は、ジャックスホームページ(https://www.jaccs.co.jp/)で確認できます。
※意に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
※会員申込書・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書・本人確認書類・収入証明書(写)のご返却はいたしかねますので、ご了承ください。
※お申込みにあたっては、収入証明書(写)をご提出いただく場合がございます。その際は別途ご案内させていただきます。
※書類のご同封がないなど、お客様がご本人様であることの確認ができない場合は、カードの発行ができませんので、ご了承ください。

下記の書類をお送りください。

※有効期限のあるものは現在有効なもの
※運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたもの
※2020年2月4日以降に申請受付分のパスポートは、現住所の記載のない本人確認書類となります。
※住民票の写し、印鑑登録証明書は、原本で6ヶ月以内に作成されたもの

コピーを2種類以上ご送付いただく場合の書類

(1)申込書に記載の現住所と【本人確認書類】及び【補完書類】の住所が同じ場合
①(3)の【本人確認書類】いずれか2種類のコピー(合計2種類)または
②(3)の【本人確認書類】いずれか1種類のコピーと(4)の【補完書類】いずれか1種類のコピー(合計2種類)

(2)申込書に記載の現住所と【本人確認書類】の住所が異なる場合
①(3)の【本人確認書類】いずれか1種類のコピーと現住所の記載がある(4)の【補完書類】2種類のコピー(合計3種類)

(3)【本人確認書類】
●運転免許証、運転経歴証明書
(現住所を変更している場合は表面と裏面の両面)
●保険証(ご本人の氏名、生年月日及び現住所記載ページ)
※保険証の保険者番号、記号・番号、枝番及び二次元コードは黒く塗りつぶす等のマスキングのうえ、ご提出ください。
(但し、介護保険証及び自衛官診療証は除く)
●パスポート(顔写真ページと現住所記載ページ)
●特別永住者証明書、在留カード
(現住所を変更している場合は表面と裏面の両面)
●個人番号(マイナンバー)カード
(表面のみ、マイナンバーのある裏面は不要)
※個人番号(マイナンバー)の通知カード(写真なし)は本人確認書類にはなりません。

(4)【補完書類】
●公共料金(電気・ガス・水道・NHK視聴料金)の領収済領収書
●国税・地方税の領収証書又は納税証明書
●社会保険料の領収証書
※領収印のある、ご本人様名義のもので発行から6ヶ月以内のものに限ります。

原本1種類をご送付いただく場合の書類

●住民票の写し又は印鑑登録証明書のいずれかの書類の原本1種類(現住所の記載のあるもの)

借入れは計画的に、貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

〔貸金の相談・苦情・紛争受付窓口〕
日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051
(受付時間 9:00〜17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)
所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

JACCS 株式会社ジャックス
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
登録番号:北海道財務局長(14)第00007号 日本貸金業協会会員 第000008号
カスタマーセンター(お客様相談室) 0570-002277

CLUB AJ JACCS CARD会員申込書［記入例］

お客様記入欄

枠内の項目がお客様ご記入欄となります。

1. お申込年月日をご記入ください。
2. カードの取引(ご利用)目的、希望キャッシングご利用可能枠及びETCカード、Jリボサービスの有無をお選びください。
3. お申込みご本人様の氏名を必ず自署でご記入ください。
4. 運転免許証又は運転経歴証明書交付を受けている方は番号(12桁)をご記入ください。
5. 暗証番号・お借入の状況・税込年収をご記入ください。
   ※暗証番号については、生年月日、電話番号以外の4桁(0000、9999を除く)の数字をご記入ください。
   ※年収は、主婦の方・学生の方もご記入が必要となります。
   (主婦の方は世帯主氏名・世帯主年収・世帯主のクレジット支払額をご記入ください。)
   暗証番号の訂正はできませんのでご注意ください。
6. 別紙、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書をご記入ください。
7. 本人確認書類を同封の上、次の住所にご送付ください。

<送付先>
〒194-8570　東京都町田市南町田5-2-1
南町田5丁目ビル
株式会社ジャックス 東京審査センター係

ジャックス用

本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証等又は補完書類)2種類以上の写しを貼付してください。

CLUB AJカード(ジャックス・Mastercard)会員申込書
(全国オートバイ協同組合連合会)　兼ETCカード会員申込書

ジャックスカード会員規約全文をよくお読みになり、ご記入ください。

会員番号 J / E　(店コード)

JACCS 株式会社ジャックス 御中
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
登録番号：
カスタマー
0570-

1 お申込年月日　20 00 年 00 月 00 日

2 カードの取引(ご利用)目的、希望キャッシングご利用可能枠及びリボサービス、ETCカードの有無をお選びください。
該当する項目に必ず☑をお付けください。(☑がない場合にはお申込みを受けられない場合もございます。)

カードショッピングの取引目的	☑生計費決済 □事業費決済	今なら1,000円分プレゼント!! リボサービスを ☑申込む □申込まない
希望キャッシングご利用可能枠	☑50万円 □30万円	ETCカードを ☑申込む □申込まない

※リボ払の詳細については、ジャックスホームページをご確認ください。
※キャッシングサービスをご利用される場合の取引目的は生計費融資となります。事業費融資としてのご利用はできません。

※お申込者が外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する方(例えば、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等)又はその家族に該当する場合はその公的地位をご記入ください。
国名
職名

② お申込みされたカードです。
CLUB AJカード(ジャックス・Mastercard)

3 お申込者ご本人についてご記入ください。

フリガナ ジャックス　タロウ		性別 (男)・女	生年月日 (昭)・平 00年 00月 00日 XX歳
ご本人(自署)氏名 ジャックス　太郎		自宅電話	0000 － 12 － 3456
		携帯電話	000 － 1234 － 5678
現住所	〒123-4567 フリガナ トウキョウトシブヤクエビス1-2-3　エビスマンション321 東京 都道府県 渋谷区恵比寿1-2-3　恵比寿マンション321 (アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。)		
世帯状況	生計を同一とする家族(別居家族含む)についてご記入ください。 配偶者 (無)・有　子供 無・1人　親兄弟他 無・　人	ご住居	①自己所有 ②家族所有 ⑤賃貸 ⑧社宅・官舎 ⑩寮 / 世帯の住宅ローン (無)・有 居住年数 4年 3ヶ月

4 運転免許証又は運転経歴証明書　保有
※保有されている場合は、番号(12桁)を必ずご記入ください。
(無)・有 ➡ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7

お申込者と世帯主(主たる生計維持者)との関係　①本人　2.配偶者　3.子　4.親　5.兄弟　9.他(　)
世帯主の居住状況　同居　別居
世帯主氏名
世帯主の申告年収　(税込)　万円
世帯主のクレジットの月当たりの支払額　(住宅ローン、無担保ローンを除く)(無)・有 ➡ (　)万円

5 暗証番号　1 2 3 4　(0000、9999は登録できません。生年月日・電話番号以外の番号をご記入ください。)
お借入の状況　(無)・有 ➡ (20)万円　※住宅ローン・自動車ローンを除き、無担保ローン(消費者金融会社など)のご利用についてご記入ください。
申込者の税込年収　パート等の収入のある方もご記入ください　500 万円

5 一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家又はご連絡先をご記入ください。
ご住所　〒
電話　－　－

6 ○印をお付けになり、矢印にそってご記入ください。※1 年金種類は公的年金をご記入ください。※2 その他には定期収入をご記入ください。
(勤め(自営))　学生　主婦　パート等の収入のある方　厚生年金　国民年金　共済年金　その他年金(※1)(　)年金　不動産収入　その他(※2)(　)

お勤め先(派遣元)(学校名)	フリガナ カブシキガイシャ　エビスショウジ 株式会社 恵比寿商事	所属部名(学部) 営業部	役職 課長	電話 00 － 6578 － 1234 (内線 123)
ご住所	〒123-4567 フリガナ トウキョウトシブヤクエビス3-2-1 東京 都道府県 渋谷区恵比寿3-2-1 (ビル名、階数もご記入ください。)			
出向先・派遣先 学生の場合はアルバイト先		電話 － －		勤続年数(学生) 10年 3ヶ月

種類：ⓐ自営業 ⓑ公務員 ⓒ会社員 ⓓパート・アルバイト ⓔ派遣社員 ⓕ年金受給 ⓖその他
社員数：ⓐ1000人以上 ⓑ500人以上 ⓒ100人以上 ⓓ20人以上 ⓔ20人未満
業種：(01)公的機関 (03)医療機関 (04)製造・整備 (05)農林水産 (07)金融・保険 (10)情報処理 (11)土木・建設 (12)小売 (15)運輸・倉庫 (17)不動産 (18)サービス (19)娯楽・飲食 (21)自由 (23)その他
職種：(02)管理 (06)事務 (07)営業 (08)技術 (09)運転 (10)接客・販売 (13)外交員 (Ⓧ)その他
卒業予定　年　月

ご契約者 お支払コースのご案内　リボリボリング払のお支払方法 ング10,000円コースとさせてい ※お支払コースの変更、ボーナス併用払 海外利用時のお支払方法／決

7 最後に以下の項目をご確認
□③の赤枠内のカードの取引(ご利用)目
□④の赤枠内の運転免許証番号・暗証番
□金融機関お届け印のご捺印をしていた
□本人確認書類の写しを貼付していた
□⑧の赤枠内の書面を受領したことをご

取引時確認記録欄(対面取引)　加盟店・ジャックス記入
確認書類：□①運転免許証又は運転経 番号(12桁)記入
□②運転免許証以外(運転免許証 以下該当の確認書類に☑をつけ
□保険証 保険証の種類 ※介護保険証又は □国民健康保険被保険者証 □共済組合員証 保険者名称 ※保険証の「保険者名 ※保険証の「記号・番号等」は記入な
その他書類 □パスポート □住民票 □特別永住者証明書 □在留 [記号・番号]又は(有効期限・発行者 (個人番号(マイナンバー)は記入しないで
③確認(提示)日時 20 年
④確認区分 原本提示 (写し取
⑤本人特定事項確認者氏名 姓　名

お預りする書類(○印) ①カード ②預金口

入会加盟店　※必ず店判を押印願います
販売店コード (コード01)　加盟店番号

8 書面の受領 必ずご署名ください。
お申込者署名 ジャックス　太郎
私は本申込にあたり、次の書面を受領しました。
1. 個人情報の取扱いに関する同意条項
2. ジャックスカード会員規約(抄)

ジャックス提出用【金融機関提出用(ジャックス経由)】

20　年　月　日
会員番号　(店コード)
会社名 (株)ジャックス
料金等種類 クレジット代金

6 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収/加)(ジャックス利用代金)

ご契約者 お名前(自署)	フリガナ ジャックス　タロウ ジャックス　太郎	自宅電話	0000 － 12 － 3456
		携帯電話	000 － 1234 － 5678
ご住所	フリガナ トウキョウトシブヤクエビス1-2-3　エビスマンション321 〒1 2 3 4 5 6 7 東京 都道府県 渋谷区恵比寿1-2-3　恵比寿マンション321 (アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。)		

ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のうちどちらか一つをご指定ください。

御中

私は株式会社ジャックスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことをしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合・ゆうちょ銀行は除く)

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって収納されてもさしつかありません。引落し後の代金領収書の提出の必要はありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に達たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議ありません。
5. 下記金員番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてもしつかありません。
6. この預金口座振替についてやむに相違が生じても、貴行の責によるものを除き、すべて私と株式会社ジャックスとの間において解決するものとし貴行には迷惑をかけません。

「ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。」

振替日・払込日　毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)　お届け印(サイン)
口座名義人　フリガナ ジャックス　タロウ　ジャックス　太郎　(届印)
不鮮明の場合はこちらにもご捺印ください。(届印)
※法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
※お届け印不要で口座開設されているお方はチェック願います。ご契約の金融機関によっては、印鑑(サイン)が必要な場合があります。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。(お届け印の押印は不要です。)
金融機関　ジャックス　✓銀行 □信金 □信組 □農協 □労金　渋谷　✓支店 □本店 □営業部 □出張所
預金種目　✓1普通・総合 □2当座　口座番号 1 2 3 4 5 6 7
※預金種目が未記入の場合、普通・総合となります。　口座番号はおかつめてご記入ください。
ゆうちょ銀行　契約特別コード 3 4　記号(金融機関窓口のみご記入ください。)　番号(右からつめてご記入ください。)
払込先口座番号 00170－6－42169　払込先加入者名 株式会社ジャックス

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて至急株式会社ジャックスへ返送ください。
1. 印鑑相違　2. 印鑑不鮮明　3. 預金種目相違　4. 口座番号相違　5. 名義人相違　6. 預金取引なし　7. 支店名相違　8.　9. その他
備考
検印　印鑑照合　受付印

〒804-0067
福岡県北九州市戸畑区汐井町1-6
ウェルとばた　株式会社TMJ 9階
株式会社ジャックス　口座振替係宛

取扱店日附印

専用の返信用封筒
①申込書②口座振替
<あて先>
〒194-857
<チェック
お送り頂

ジャックス用

CLUB AJカード(ジャックス・Mastercard)会員申込書
(全国オートバイ協同組合連合会) 兼ETCカード会員申込書

会員番号 J / E　(店コード)

JACCS 株式会社ジャックス 御中
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
登録番号:北海道財務局長第00007号
カスタマーセンター(お客様相談室)
0570-002277

ジャックスカード会員規約全文をよくお読みになり、ご記入ください。
①→②→～⑧まで番号順にご記入ください。①②③④⑥⑦⑧はすべての方が、⑤については該当する方のみご記入ください。

〈カード盗難保険／加入〉

本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証等又は補完書類)2種類以上の写しを貼付してください。

①お申込年月日
20　年　月　日

② お申し込みされたカードです。
CLUB AJカード(ジャックス・Mastercard)

③ カードの取引(ご利用)目的、希望キャッシングご利用可能枠及びJリボサービス、ETCカードの有無をお選びください。
該当する項目に必ず☑をお付けください。(☑がない場合にはお申込みを受けられない場合もございます。)

カードショッピングの取引目的	□ 生計費決済 □ 事業費決済
希望キャッシング ご利用可能枠	□ 50万円 □ 30万円

※キャッシングサービスをご利用される場合の取引目的は生計費融資となります。事業費融資としてのご利用はできません。

Jリボサービス 今なら Jデポ 1,000円分プレゼント!!　Jリボサービスを □申込む □申込まない
※リボ払の詳細については、ジャックスホームページをご確認ください。
ETCカードを □申込む □申込まない

*お申込者が外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する方(例えば、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等)又はその家族に該当する場合はその公的地位をご記入ください。
国名
職名

※カードの取引目的、外国の重要な公的地位を有する方の確認は犯罪収益移転防止法における確認事項となります。
※キャッシングサービスのご利用を希望されない場合は☑をお付けください。キャッシング枠0万円 □
※キャッシングサービスのご利用を希望されない場合は、キャッシング枠0万円でのご契約となり、国内・海外のキャッシングサービスがご利用いただけません。
※ご希望のご利用可能枠にそえない場合もございますのでご了承ください。
※Jリボサービスはご利用分が自動的にリボルビング払いとなるサービスです。所定の手数料がかかります。
※ETCカード及びJリボサービスはご指定がない場合は☑申し込まないを当社で指定させていただきます。

④ お申込者ご本人についてご記入ください。
漢字圏以外の外国人の方は、フルネームをアルファベットでご記入ください。

お申込者氏名(ご本人自署)	フリガナ	性別	男・女
		生年月日	昭・平　年　月　日　歳
		自宅電話	—　—
		携帯電話	—　—
現住所	〒　-　フリガナ		
	都道府県	アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。	

世帯状況　生計を同一とする家族(別居家族含む)についてご記入ください。
配偶者 無・有　子供 無・＿人　親兄弟他 無・＿人

ご住居　①自己所有 ②家族所有 ⑤賃貸 ⑧社宅・官舎 ⑩寮　世帯の住宅ローン 無 有
居住年数　年　ヶ月

運転免許証又は運転経歴証明書　保有
※保有されている場合は、番号(12桁)を必ずご記入ください。
無 有➡

お申込者と世帯主(主たる生計維持者)との関係　1. 本人　2. 配偶者　3. 子　4. 親　5. 兄弟　9. 他(　)
世帯主との居住状況　同居　別居
世帯主氏名
世帯主の申告年収　(税込)　万円
世帯主のクレジットの月当たりの支払額　(住宅ローン、無担保ローンを除く)　無 有➡(　)万円

暗証番号　0000、9999は登録できません。生年月日・電話番号以外の番号をご記入ください。
お借入の状況　無 有➡(　)万円　※住宅ローン・自動車ローンを除き、無担保ローン(消費者金融会社など)のご利用についてご記入ください。
申込者の税込年収　パート等の収入のある方もご記入ください　万円

⑤ 一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家又はご連絡先をご記入ください。
ご住所　〒
電話　—　—

⑥ ○印をお付けになり、矢印にそってご記入ください。※1 年金種類は公的年金をご記入ください。※2 その他には定期収入をご記入ください。
お勤め(ご自営)　学生　主婦　パート等の収入のある方　厚生年金　国民年金　共済年金　その他年金(※1)(　)年金　不動産収入　その他(※2)(　)

お勤め先(学校名)(派遣元)	フリガナ	所属部名(学部)	役職	電話　(内線　)　—　—
ご住所	〒　-　フリガナ			
	都道府県	ビル名、階数もご記入ください。		
出向先・派遣先 学生の場合はアルバイト先		電話	—　—	勤続年数(学年)　年　ヶ月
				卒業予定　年　月

種類　ⓐ自営業 ⓑ公務員 ⓒ会社員 ⓓパート・アルバイト ⓔ派遣社員 ⓕ年金受給 ⓖその他
社員数　ⓐ1000人以上 ⓑ500人以上 ⓒ100人以上 ⓓ20人以上 ⓔ20人未満
業種　01 公的機関 03 医療機関 04 製造・整備 05 農林水産 07 金融・保険 10 情報処理 11 土木・建設 12 小売 15 運輸・倉庫 17 不動産 18 サービス 19 娯楽・飲食 21 自由 23 その他
職種　02 管理 06 事務 07 営業 08 技術 09 運転 10 接客・販売 13 外交員 X その他

J54T99 14 202403

私は、ジャックスカード会員規約(これに付随する特約、規約等がある場合はこれを含む。)に定める各条項を契約内容とすることに同意し、別紙、個人情報の取扱いに関する同意条項を承諾の上、カードの入会申込みをいたします。本申込書に記載した本人であることに相違ないことを確認するため及び入会後の管理のため貴社が住民票の写し等を取得することに同意します。また、貴社が貸付けの契約に係る勧誘を行うことに同意します。なお、年会費についてはカード利用代金と同様の方法にて支払います。
※キャッシング枠付帯にあたっては「収入証明書(写)」をご提出いただく場合がございます。その際は別途ご案内させていただきますが、カード発行時にはキャッシング枠は付帯されておりませんのであらかじめご了承願います。「収入証明書(写)」をご提出後、キャッシング枠付帯について所定の審査をさせていただきます。

お支払コースのご案内　リボルビング払のお支払方法／当初お支払コースは、ショッピング5,000円コース、キャッシング10,000円コースとさせていただきます。
※お支払コースの変更、ボーナス併用払のご希望をされる方はジャックス・カスタマーセンターまでご連絡ください。
海外利用時のお支払方法／海外利用時のお支払方法は1回払となります。

⑦ 最後に以下の項目をご確認ください。
- □ ③の赤太枠内のカードの取引(ご利用)目的、希望キャッシングご利用可能枠をお選びいただけましたか?
- □ ④の赤太枠内の運転免許証番号・暗証番号・お借入の状況・税込年収のご記入漏れはございませんか?
- □ 金融機関お届け印のご捺印をしていただけましたか?
- □ 本人確認書類の写しを貼付していただけましたか?
- □ ⑧の赤枠内の書面を受領したことをご確認のうえ、ご署名いただけましたか?

取引時確認記録欄(対面取引)加盟店・ジャックス記入

確認書類
- □ ①運転免許証又は運転経歴証明書　(交付を受けている場合、番号(12桁)記入必須。)
  番号(12桁)記入
- ②運転免許証以外(運転免許証未保有・住所相違の場合、記入必須。)
  以下該当の確認書類に☑をつけてください。
- □ 保険証　保険証の種類　※介護保険証又は自衛官診療証の場合は記号・番号をその他書類の欄にご記入ください。
  □ 国民健康保険被保険者証 □ 健康保険被保険者証 □ 共済組合組合員証 □ その他(　)
  保険者名称　※保険証の「保険者名称」又は「交付者名(○○市等)」欄に記載されている名称です。
  ※保険証の「記号・番号等」は記入しないでください。　※支部名まである場合は支部名まで記入願います。
  □ (　)健康保険組合 □ (　)共済組合 □ 全国健康保険協会 □ その他(　)(　支部)
  交付年月日　年　月　日
- その他書類　□ パスポート □ 住民票 □ 個人番号(マイナンバー)カード □ 特別永住者証明書 □ 在留カード □ (　)
  [記号・番号]又は[有効期限・発行自治体名]
  個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。

③ 確認(提示)日時　20　年　月　日　時　分
④ 確認区分　原本提示　(写し取得:□ 有 □ 無)
⑤ 本人特定事項確認者氏名　姓　名
⑥備考欄

ジャックス使用欄:□ 原本取得 □ 写し取得
確認日 20　年　月　日
取引時確認者/記録作成者氏名　姓　名

お預りする書類(○印)　①.カード会員申込書 ②.預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ③.本人確認書類 ④.収入証明書(写)

入会加盟店
※必ず店判を押印願います。販売店コードを記入願います。

販売店コード(コード01)　加盟店番号

⑧書面の受領　必ずご署名ください。
お申込者署名　自署

私は本申込にあたり、次の書面を受領しました。
1. 個人情報の取扱いに関する同意条項
2. ジャックスカード会員規約(抄)

お客様用【必ずお客様にお渡しください】

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

1.会員(申込者を含み、本条においてのみ家族会員を含む。)は、株式会社ジャックス(以下「当社」という。)が、本契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を保護措置を講じた上で当社が収集すること(映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。)並びに当社が定める期間は以下の各条項(以下「本規約」という。)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。(1)会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に当社が会員から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下、同じ。)(2)本契約に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座(3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況(4)本契約に関する会員の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況(5)本契約に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報(6)法令等に基づき、会員が提出した収入証明書等の記載内容情報(7)電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報(8)当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報(9)会員が当社のホームページ等へアクセスした際の閲覧・サービスご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等

2.会員は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託(債権譲渡を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

3.会員は、当社が以下の当社の業務を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。(1)入会案内、入会申込みの受付及び当社への取り次ぎに関する業務(2)カード・ご利用代金明細書等の作成・発送などのコンピュータ事務、代金決済事務に関する業務(3)カードの利用等に関する問い合わせ応対業務(4)各種保障制度、付帯サービス、ポイントサービスに関する業務(5)上記各号に付随する業務

4.会員は、当社が次の場合に、個人情報の保護措置を講じた上で第1項により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。(1)法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して第1項により収集した個人情報を提供する場合。(2)カードの有効性を通知するために、カードが利用できる販売店等に対して第1項第1号の個人情報及びカード番号を提供する場合。

第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条第1項の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)・その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。(1)当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用するため(2)当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用するため。(3)当社の情報処理サービス事業(データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。)における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)をご覧ください。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

1.会員は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、会員の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

2.会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

3.当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375　東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
フリーダイヤル:0120-810-414　URL(https://www.cic.co.jp/)
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒110-0014　東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
ナビダイヤル:0570-055-955　URL(https://www.jicc.co.jp/)
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

4.当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216　東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL.03-3214-5020　URL(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

5.上記第3項に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

(1)株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

(2)株式会社日本信用情報機構
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

1.会員は、当社が下記の場合に第1条第1項第1号及び第2号の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記の目的により個人情報を利用する場合。(1)a)保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するためb)各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するためc)電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため
利用会社名:ジャックス・トータル・サービス株式会社
〒140-8671 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
TEL.03-6311-7331　E-mail:info@jts-web.co.jp
(2)リース事業、オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。
利用会社名:ジャックスリース株式会社
〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
TEL.03-6327-2200

2.上記、第1項記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。

3.上記、第1項記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1.会員は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(1)当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)によってもお知らせしております。(2)個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。(3)当社の関係会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社に連絡してください。

2.万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本規約に不同意の場合)

当社は、会員が本契約の必要な記載事項(契約書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、当社が送付するご利用代金明細書に同封又は記載されるものについては、この限りではありません。個人情報の利用・提供中止の申出に伴い、加盟店がポイントサービス等の提供を行っている場合、サービスを受けられない場合があります。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。
ジャックス・カスタマーセンター(お客様相談室)
〒194-8570　東京都町田市南町田5-2-1　南町田5丁目ビル
0570-002277

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、入会申込書等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

別表1	登録情報 / 会社名	1.本契約に係る申込みをした事実	2.本契約に係る客観的な取引事実	3.本契約に係る債務の支払を延滞等した事実
登録期間	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
	株式会社日本信用情報機構(JICC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約継続中及び契約終了後5年以内

DJH240401

「個人情報の取扱いに関する同意条項」への項目追加について

会員は、次の項目を個人情報の取扱いに関する同意条項第4条(個人情報の第三者への提供・利用)及び第5条(個人情報の開示・訂正・削除)に追加することに同意します。

第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

4.会員は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した入会時に指定した加盟店並びに加盟店が所属する二輪組合(以下総称して「加盟店」という。)が別表2の事業における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の利用に送付するため、当社が第1条第1項第1号及び第2号の個人情報を保護措置を講じた上で提供し、当該加盟店が利用することに同意します。

5.前項、記載の加盟店への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、加盟店における個人情報の利用期間については、加盟店にお問合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1.(4)加盟店に対して開示を請求する場合には、第4条記載の加盟店に連絡してください。

別表2
自動二輪車小売業、自動車小売業、除雪機小売業、及びこれら商品の修理・整備業、これら商品の用品・付属品小売業

DJH200401

お客様用【必ずお客様にお渡しください】

ジャックスカード会員規約（抄）
ジャックス・Visaカード、ジャックス・Mastercard、ジャックス・JCBカード

会員は、ジャックスカード会員規約全文(当社ホームページ(https://www.jaccs.co.jp/)で確認できます。)これに付随する特約、規約等がある場合はこれを含む。)に定める各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

第一章一般条項

第1条(本会員及び家族会員)

1.本会員とは本規約を承諾のうえ、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。2.本会員が代理人として指定した家族で、本規約を承諾のうえ家族会員として入会の申込みをされ、当社が認めた方を家族会員とします。本会員は当社が家族会員用に発行する第2条第1項に定めるカード(以下「家族カード」といいます。)を、本規約に基づき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本会員は家族会員に対する本代理権授受について、撤回、取り消し又は無効等の消滅事由がある場合は、第13条に定める方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届出るものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。3.家族会員による家族カードの利用はすべて本会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本会員自らが本規約を遵守しなかったこと、又は家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいずれも賠償するものとします。4.家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対して通知することをあらかじめ承諾するものとします。5.本会員及び家族会員(以下「両者」といいます。)と当社との契約は、会員が当社に入会の申込みをし、当社が所定の審査のうえ、必要な手続きを完了したときに成立します。6.当社の都合(加盟店の都合を含みます。)により家族会員としての入会をお断りする場合があります。

第2条(カードの貸与・有効期限)

1.本規約に定めるクレジットカードは、Visaカード機能を有する「ジャックス・Visaカード」、Mastercard機能を有する「ジャックス・Mastercard」、JCBカード機能を有する「ジャックス・JCBカード」の3種類(以下これらを総称して「カード」といいます。)とし、本規約中のVisaカード機能に関する規定は「ジャックス・Visaカード」に、Mastercard機能に関する規定は「ジャックス・Mastercard」に、JCBカード機能に関する規定は「ジャックス・JCBカード」にそれぞれ適用します。2.当社は会員1名につき、各1枚のカードを発行し、貸与いたします。カードにはIC(集積回路)チップを搭載したカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。なお、カードの所有権は当社に属します。3.会員は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署しなければなりません。カードの券面には会員氏名、カード番号、カード有効期限等及びセキュリティコード等(以下「カード情報」といいます。)が表示されています。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報(以下「カード」といいます。)を使用・管理・保管するものとします。4.カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。5.会員は、カードを当社が運営するクレジットカード取引システムの利用以外の目的に使用することはできません。6.カード等の有効期限はカードに表示し、当社が引続き会員として認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。7.会員が第3項から第5項のいずれかに違反したことにより他人にカード等を利用されたときは、会員は当該カード等の利用代金について全て支払の責を負うものとします。

第14 条(期限の利益喪失)

1.本会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。なお、カードキャッシングについては旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。2.本会員が次のいずれかに該当したとき(但し、第3号から第6号までの事由については、当社が当該事由の発生を知ったときより)は、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)カードショッピングの支払金のいずれか一つでも支払を遅滞し、当社から20日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。(但し、第2号の場合を除く。)(2)売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。(3)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(4)強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(5)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(6)カード等を他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし又はカード等を利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなどの利益を得る商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。3.本会員が次のいずれかに該当したときは、当社の通知又は請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(2)第三者に債務整理等の委任をすること、その他信用状態が著しく悪化したとき。

第16 条(収入証明書等の提出)

本会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面又は当該書面の写し(以下「収入証明書等」といいます。)の提出等に関して以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)本会員が当社から収入証明書等の提出を求められたときは当社が定める期間内にこれに応じること。(2)前号により提出した収入証明書等に記載された内容を当社が確認するとともに当社が定める期間は記録・保存すること及び本会員の返済能力の調査に使用すること。(3)第1号により提出した収入証明書等は会員が脱会又は会員資格を喪失した場合であっても返却しないこと。(4)収入証明書等の提出に応じていただけないとき又は収入証明書等を提出いただいても当該収入証明書等の記載内容及び返済能力の調査結果によっては、会員に通知することなく利用可能枠の減枠もしくはカード等の利用停止又は会員資格を喪失させる場合があること。

第19 条(住民票等取得の同意)

カード等入会申込者及び会員は、本申込みを行う者が申込書に記載されたカード等入会申込者又は会員に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、当社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第21 条(規約の変更)

1.当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。(2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)によりカード等に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第22条(犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意)

1.カード等の入会申込者及び会員は、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、本人特定事項の確認(以下「本人確認」といいます。)を求められることに関して、以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)当社から運転免許証・健康保険被保険者証等の公的資料又はその写し(以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。)の提示・提出を求められたときはこれに協力すること。(2)犯罪収益移転防止法に基づき、当社と提携する金融機関、提携企業に対して当社が本人確認業務を委託する場合があること。(3)当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。(4)犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカード等の全部もしくは一部の利用を停止することがあること。2.カード等の入会申込者及び会員は、外国の重要な公的地位(政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等)を現在もしくは過去に有する者又はその家族(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。)に該当する場合(入会後に該当することとなった場合を含みます。)は、以下の事項に異議なく同意するものとします。(1)外国PEPsに該当する旨及びその国名と職名を直ちに当社へ届出ること。(2)当社の求めに応じて追加の本人確認書類を提示・提出すること。(3)当社所定の期間内に追加の本人確認書類の提出・提示がない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカード等の全部もしくは一部の利用を停止することがあること。(4)追加で当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。
※外国PEPsの詳細は、当社ホームページURL(https://www.jaccs.co.jp/service/peps.html)にてご案内しております。
※外国PEPsは、犯罪収益移転防止法の規制によりカードキャッシングを利用する都度の本人確認が必要となり、第三章第1条第1項に定める利用方法の制限を受けます。そのため、外国PEPsに該当するカード等の入会申込者又は会員に対して、当社がカードキャッシングの利用をお断りし、停止する場合があります。

第23条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第24 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第二章カードショッピング条項

第1 条(カードショッピングの利用)

1.会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名を行うことにより商品・権利の購入とサービスの提供等を受けることができます。なお、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きによりカードの取引を行う場合があります。2.郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード情報、会員の住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。3.インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード情報、会員の住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカードの取引を行うことができます。4.通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード情報、会員の住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、会員の都合による脱会、その他の事由により会員資格を喪失した場合、又はカード等の更新等によりカード情報等の当該登録内容に変更等があった場合は、会員は自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード情報等について変更が発生し、かつ、当該取引(継続的なものに変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。5.会員のカードショッピング利用に際して、利用金額、購入する商品・権利又は提供されるサービスの種類等によっては、事前に当社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードショッピング利用に関する照会を行うことと及び当社が電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認することをあらかじめ承諾するものとします。6.(1)会員がジャックス加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード等の利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。(2)会員がVisaカード加盟店、Mastercard加盟店、JCBカード加盟店でカードショッピングをした場合、会員は加盟店が会員に対するカード等の利用代金債権を加盟店契約会社に譲渡し、さらに加盟店契約会社が当社に対して直接又はVisa、Mastercard、JCBを通じて当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。その場合、会員は、当該譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他抗弁(但し、第二章第7条の支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。7.カードショッピングを利用して購入した商品・権利の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで当然に当社が有することを会員は異議なく承諾するものとします。

第2 条(カードショッピングの支払金の支払方法)

1.(1)カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、残高スライド元金定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)のうちから会員がカード等の利用の際に指定した方法によるものとします。但し、翌月1回払以外の支払方法は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社の認めた加盟店で指定できるものとします。(2)会員がVisaカード加盟店、Mastercard加盟店又はJCBカード加盟店でカード等を利用した場合は、原則として翌月1回払となります。2.(1)会員が翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は表1のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は表1と異なる場合があります。

【表1】

(a)	支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回
(b)	支払期間（ヶ月）	1	2	3	5	6	10	12	15	18
(c)	実質年率（%）	0.00	0.00	12.25	13.50	14.00	14.75	14.75	15.00	15.00
(d)	利用代金100円当たりの回数指定分割払の手数料の額（円）	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24

(a)	支払回数	20回	24回	30回	36回	ボーナス1回払	ボーナス2回払
(b)	支払期間（ヶ月）	20	24	30	36	2～7	5～12
(c)	実質年率（%）	15.00	15.00	15.00	15.00	0.00	6.50～14.00
(d)	利用代金100円当たりの回数指定分割払の手数料の額（円）	13.60	16.32	20.40	24.48	0.00	3.50

(2)お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に表1の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。
(例)現金価格50,000円10回払の場合
●支払総額　50,000円＋50,000円×(6.8円／100円)＝53,400円
●月々の分割支払金　53,400円÷10回＝5,340円
(3)月々の分割支払金は、カードショッピングの支払金の支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。(4)ボーナス併用回数指定分割払のボーナス支払月は、夏期は6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回当たりのカードショッピングの利用代金の50.00%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス支払月の加算金額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。(但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)(5)ボーナス1回払の支払月は、夏期6月、7月、8月と、冬期12月、1月のいずれかの月に一括してお支払いいただきます。(但し、加盟店により利用できない場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)(6)ボーナス2回払の支払月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の支払金額は、カードショッピングの利用代金と分割払手数料を合計した支払総額の50.00%をしん均等分割(但し、分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。)し、お支払いいただきます。(但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)(7)一部の加盟店及び商品・サービスにより第1項第1号の支払方法の一部が利用できない場合、また、支払回数及び回数指定分割払手数料等が表1と異なる場合や当社所定の支払回数及び回数指定分割払手数料等を適用する場合があります。また、1回払、2回払に回数指定分割払手数料が掛かる場合があります。なお、翌月1回払で回数指定分割払手数料が掛かる場合は、当該手数料には別途消費税が付加されます。(8)本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、又は、ボーナス1回払指定後に回数指定分割払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は利用金額が10,000円以上で、当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。3.(1)会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の弁済金(※1)の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料(※2)をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.40%を乗じた額とします。
●包括信用購入あっせんの手数料の料率(※2)実質年率　16.80%
(2)弁済金(※1)の額の具体的算定例は次の通りです。
(例)毎月の支払元金が5,000円の場合で、利用残高が50,000円のとき
●支払元金　5,000円
●包括信用購入あっせんの手数料(※2)　50,000円×16.80%／12ヶ月＝700円
●弁済金(※1)　5,000円＋700円＝5,700円
※1カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。
※2カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。
(3)本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。(4)本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、2回払、又は、ボーナス1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。(5)毎月の支払元金が、5,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が30万円以内の場合は5,000円となり、30万円を超える場合は10,000円となり、50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。毎月の支払元金が、10,000円～50,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が50万円以内の場合は本会員が指定した金額のコースとなり、リボルビングの利用残高が50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。4.会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を周知した後は、効力発生時期におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第4 条(遅延損害金)

1.本会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金又は弁済金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払金の全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。(2)リボルビング払、支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。(3)売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年20.00%を乗じた額。2.会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。(2)前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。(3)前項第3号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年20.00%を乗じた額。

第三章カードキャッシング条項

第1 条(カードキャッシングの利用方法)

1.会員は当社の定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法によりカードキャッシングをすることができます。(1)会員が当社所定の現金自動貸付機等(以下「CD・ATM」といいます。)にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をした場合。(2)インターネットにより当社所定の申込み手続をした場合。この場合の融資金は当社が定める日に第一章第7条に定める指定口座に振込むものとします。(3)Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続をした場合。(4)その他当社所定の方法による場合。2.カードキャッシングによる借入は1万円単位(但し、日本国外で利用する場合は、Visa、Mastercard、JCBもしくは当社が指定する現地通貨単位とします。)3.カードキャッシングは当社が認めた会員のみが利用することができます。

第2 条(カードキャッシングの支払金の支払方法)

1.(1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、1回払、元金定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。(2)Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とします。(3)当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングの1回払、リボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなした利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって貸金業法施行令第3条の2の3に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。2.(1)1回払の場合、融資金に利息を加算し一括してお支払いいただきます。利息は融資金に対して実質年率18.00%の割合で日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、利息は融資金に対して、当社が本会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。(2)リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。また、利息の実質年率は18.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第1回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。(3)ボーナス併用払のボーナス支払月は年2回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額(10,000円単位)のうちから本会員があらかじめ当社に届出るものとします。(4)本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。(5)本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードキャッシングの支払金の支払方法について、1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。なお、1回払とリボルビング払の利息の実質年率が異なるカード等の場合、支払方法の変更後の利息は利用日の翌日よりリボルビング払の利息が適用されるものとします。また、利用日から支払方法の変更までの期間に利息制限法、その他の理由により利息の実質年率が変更された場合は、実質年率が変更された日から新しい利息が適用されるものとします。3.会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第21条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。4.会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

第4 条(遅延損害金)

本会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅滞したときは、返済期日の翌日から返済日に至るまで当該支払元金に対し、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払元本に対し、それぞれ年20.00%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第5 条(カードキャッシングに係る書面の交付)

1.会員がカードキャッシングを利用したとき、又は、カードキャッシング1回払指定後にリボルビング払へ支払方法の変更をしたときは、本会員に対して貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。なお、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当該書面作成日時点でのものであり、当該書面記載以降の貸付けリスクは弁済その他の事由により変動することがあります。2.前項にかかわらず、会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項及び第18条第1項に定める書面に代えて貸金業法第17条第6項及び第18条第3項に定める書面(なお、当該書面は貸金業法第17条第1項又は第18条第1項に定める書面より記載内容が簡素化されております。)また、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当社が定める期間の終了日時点のものであり、当該書面記載以降の貸付けリスクは弁済その他の事由により変動することがあります。)を本会員に対して交付することについてあらかじめ承諾するものとします。但し、本会員は当社に申出ることにより当該承諾を撤回することができるものとします。当社はこれに応じるものとします。この場合には貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。3.次のいずれかに該当する場合には、当社が会員に対して通知することなくカード等(キャッシング)の利用を停止させていただく場合があります。(1)前二項に掲げる書面が住所不明等で不着となり、当社が本会員の住所等について調査しても本会員の住所が判明しない場合。(2)前二項に掲げる書面の送付について拒否される場合。4.前項に基づいて当社がカード等(キャッシング)の利用を停止した後であっても、当社が認めた場合には、カード等(キャッシング)の利用の停止措置を解除する場合があります。

第6 条(貸付けの契約に係る勧誘の承諾)

本会員は、当社が本会員に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うことについてあらかじめ承諾するものとしますが、本会員が勧誘の全部もしくは一部について承諾しないときや又は当該承諾を撤回するときは、当社に対し勧誘の中止又は停止を求めることができ、当社はこれに応じるものとします。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

【相談窓口】

1.商品等についてのお問合わせ、ご相談はカード等を利用された加盟店にご連絡ください。
2.本規約についてのお問合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせご相談及び支払停止のお申出の内容に関する書面(第二章第7条第4項)については、下記にご連絡ください。
3.第一章中のキャッシングに係る事項及び第三章は、キャッシング利用可能枠のいかんにかかわらず、当社がキャッシング利用可能枠を設定した場合にのみ適用されます。

株式会社ジャックス
登録番号:北海道財務局長第00007号　日本貸金業協会会員第000008号
カスタマーセンター(お客様相談室)
〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1　南町田5丁目ビル
✉ 0570-002277

KHS240401

CLUB AJカード特約

第1条(名称)

CLUB　AJカード(以下「本カード」といいます。)とは、入会時に指定した加盟店及び加盟店が所属する二輪組合又は全国オートバイ協同組合連合会(以下総称して「加盟店等」といいます。)と株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、Mastercard機能を有します。

第2条(会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、加盟店等を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条(年会費)

1.本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、入会初年度は無料とし、次年度より2,200円(うち消費税200円)を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。2.前項にかかわらず、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が10万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。)3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条(適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

20　　年　　月　　日

会員番号	

（店コード）

会　社　名	(株)ジャックス
料金等種類	クレジット代金

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収加）〔ジャックス利用代金〕

ご契約者				
お名前（自署）	フリガナ	自宅電話	ー　ー	
		携帯電話	ー　ー	
ご住所	フリガナ 〒 都道府県	アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。		

ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のうちどちらか一つをご指定ください。

御中

私は株式会社ジャックスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合・ゆうちょ銀行は除く）

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。
なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。引落し後の代金領収書の提出の必要はありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替られても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. 下記会員番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
6. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、すべて私と株式会社ジャックスとの間において解決するものとし貴行にはご迷惑をかけません。

「ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。」

① 必ずご記入ください

振替日・払込日　毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）

口座名義人	フリガナ	お届け印(サイン)
		不鮮明の場合はこちらにもご捺印ください。

③ 金融機関お届け印をご捺印ください。サインの場合はお届けのサインをご記入ください。

※法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
※お届け印不要で口座開設されている方はチェック願います。 ☐ （お届け印の押印は不要です）
ご契約の金融機関によっては、印鑑（サイン）が必要な場合があります。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

② どちらか一つをご指定ください

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 農協 ☐ 労金	☐ 支店 ☐ 本店 ☐ 営業部 ☐ 出張所
預金種目	☐ 1普通・総合 ☐ 2当座	口座番号

※預金種目が未記入の場合、普通・総合となります。　口座番号は右からつめてご記入ください。

ゆうちょ銀行	契約種別コード	記号（※欄は通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合のみご記入ください。）	番号（右からつめてご記入ください。）
	3 4	※	
	払込先口座番号	00170－6－42169	払込先加入者名　株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。　ゆうちょ銀行の番号は末尾が1となります。

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて至急株式会社ジャックスへご返送ください。

金融機関使用欄		
	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違
	3. 預金種目相違	8.
	4. 口座番号相違	9. その他
	5. 名義人相違	（　　）
	備考	

検　印	印鑑照合	受付印

〒804-0067
福岡県北九州市戸畑区汐井町1-6
ウェルとばた　株式会社TMJ 9階
株式会社ジャックス　口座振替係宛

取扱店日附印

お取扱いできる金融機関

- 都市銀行 …全銀行・全本支店取扱い出来ます。
- 地方銀行 …全銀行・全本支店取扱い出来ます。
- 信用金庫 …全信用金庫・全本支店取扱い出来ます。
- 信用組合 …一部の信用組合で取扱いが出来ません。詳しくは弊社窓口にてご確認ください。
- 農　協 …一部の農協で取扱いが出来ません。詳しくは弊社窓口にてご確認ください。
- 労働金庫 …全国の労働金庫で取扱い出来ます。
- ゆうちょ銀行 …全国のゆうちょ銀行で取扱い出来ます。

お知らせ

●口座振替（自動引落し）は毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）となっております。
預金口座へのご入金は26日までにお願いいたします。
●引落後の通帳には、ジャックス、JACCS、クレジットのいずれかで記帳されますので、ご了承ください。

ご記入例・ご注意

① 必ずご記入ください

振替日・払込日　毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）

口座名義人	フリガナ　スズキ　タロウ 鈴木　太郎	お届け印(サイン) 鈴木 不鮮明の場合はこちらにもご捺印ください。 鈴木

③ 金融機関お届け印をご捺印ください。サインの場合はお届けのサインをご記入ください。

※法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
※お届け印不要で口座開設されている方はチェック願います。 ☑ （お届け印の押印は不要です）
ご契約の金融機関によっては、印鑑（サイン）が必要な場合があります。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）をご指定の場合、通帳をお確かめのうえ、金融機関名・支店名を正確にご記入ください。

② どちらか一つをご指定ください

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	☑ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 農協 ☐ 労金	☑ 支店 ☐ 本店 ☐ 営業部 ☐ 出張所
預金種目	☑ 1普通・総合 ☐ 2当座	口座番号　1 2 3 4 5 6 7

※預金種目が未記入の場合、普通・総合となります。　口座番号は右からつめてご記入ください。

ゆうちょ銀行	契約種別コード	記号（※欄は通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合のみご記入ください。）	番号（右からつめてご記入ください。）
	3 4	1 2 3 4 0 ※	0 1 2 3 4 5 6 1
	払込先口座番号	00170－6－42169	払込先加入者名　株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。　ゆうちょ銀行の番号は末尾が1となります。

ゆうちょ銀行をご指定の場合、通帳をお確かめのうえ、記号・番号を正確にご記入ください。

カード申込方法

専用の返信用封筒または次の宛先に
①申込書②口座振替依頼書③本人確認書類を同封の上、ご郵送ください。

点線で切り取り、封筒にのり付けして、宛先としてご利用ください。

キリトリ線

＜あて先＞
〒194-8570　東京都町田市南町田5-2-1　南町田5丁目ビル
株式会社ジャックス 東京審査センター　行

＜チェック＞
お送り頂く書類　☐ 申込書　☐ 口座振替依頼書　☐ 本人確認書類